

添付不要
設立日の貸借対照表
税理士が署名した法人税の確定申告書に添付された別表一の写し 事業等の概況に関する書類の写し
株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し 取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し
個人が取得した株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

3 特定の取締役等が受けるストックオプション税制の権利行使期間の延長

(措法29の2, 措令19の3)

大 綱

- (5) 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち当該新株予約権の行使はその付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うこととの要件を、一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該新株予約権の行使はその付与決議の日後15年を経過する日までの間に行うこととするほか、所要の措置を講ずる。

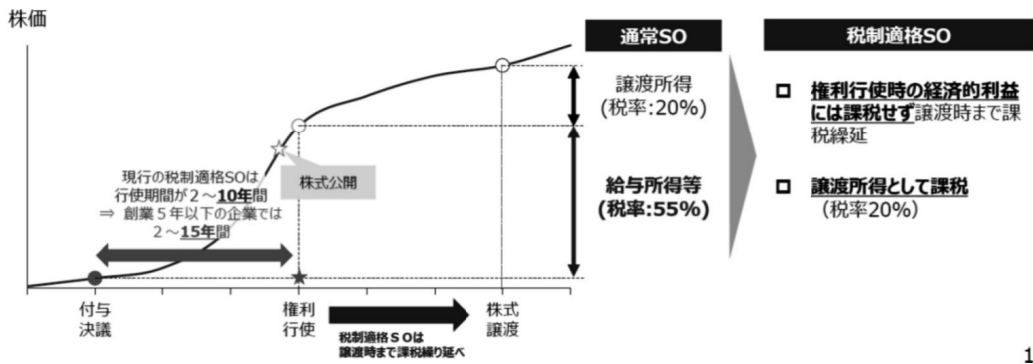
(注) 上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たすものをいう。

解 説

1 現行制度の概要

現行制度の要件

1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材
2. 所有株式数	発行済み株式の1/3を超えない
3. 権利行使期間	付与決議日の2年後から10年後まで
4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上
5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で1200万円を超えない
6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止
7. 発行形態	無償であること
8. 株式の交付	会社法に反しないこと
9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること
10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出



(令和5年度経済産業関係税制改正について 13ページ)

2 改正案

一定の株式会社（設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、上場会社以外の会社であることその他の要件を満たすものをいう）が付与する適格ストックオプションについて、権利行使期間を現行の2～10年を15年とする。

現行

ストックオプションの
権利行使期間
付与決議から2～10年

改正案

ストックオプション権利行使期間の延長
設立5年未満の未上場企業においては、付与決議
から2～15年へ延長

4 参考：税制改正大綱検討事項

- (1) 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- (2) デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

【金融商品に係る課税方式】		
	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

(出典：金融庁令和4年度税制改正要望)